

観参第1058号
令和2年2月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

新型コロナウイルスに関する外務省スポット情報の発出について

新型コロナウイルスによる感染症は引き続き拡大しており、中国では湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖等につき、各地において交通規制や外出制限が行われています。

加えて、日系航空会社を含む各国の航空会社も相次いで中国との航空便の運休・減便を発表しており、現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出るが見込まれます。

外務省は、12日、湖北省に加え、本邦への上陸の申請日前14日以内に浙江省における滞在歴がある外国人等についても、特段の事情がない限り、入国を制限することとし、在中国在留邦人及び海外渡航者に対し、上記を踏まえ、また今後、その他の中国各地においても状況が急激に悪化する可能性も念頭に、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急御検討するようスポット情報を発出しております。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、引き続き企画旅行の実施の可否について中止を念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報または感染危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県知事登録の旅行業者等に対し、周知徹底をお願い申し上げます。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

○法務省新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

通知②

観参第1068号
令和2年2月14日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について

外務省は、中国浙江省温州市においては、感染者数のみならず1万人当たりの感染者数も高まっていることなど、様々な状況を総合的に勘案し、中国浙江省温州市の感染症危険情報レベルを3（渡航は止めてください）に引き上げました。

つきましては、当該地域への旅行を企画・催行している貴都道府県登録の旅行業者に対し、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報または感染危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう周知徹底願います。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（中国）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T025.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

観参第1113号
令和2年2月26日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（イラン全土）

イランでは、国内での感染症例及び死亡例が急速に増加しており、26日現在、95例（うち死亡15例）が確認されています。また、イランと諸外国を結ぶ国際便が相次いで停止され、周辺国によるイランとの陸路や海路の国境閉鎖等も発生するなど、移動上の制限が生じてきているところです。

外務省は、このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、イラン全土に対して感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出（新規）しました。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行会社に対しては、実施の可否について慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、渡航の可否について慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行会社に周知徹底願います。

なお、イラン一部の地域に対しては、危険レベル3あるいは4（渡航は止めてください。）が発出（継続）されていますので、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行会社に対しては、引き続き、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行会社に周知徹底願います。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（イラン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T034.html#ad-image-0

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T021.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf